

御鉢に噴火警報が発表された場合

噴火警戒レベル2~3における立入規制範囲

噴火警戒レベル2 (火口周辺規制)

火口から概ね1km以内に大きな噴石が飛散することが予想されます。

このため、火口から1km以内への立ち入りが規制されます。

※高千穂河原まで、火口から約1.2km
<過去の事例>
2003年12月：火山性微動、噴気活動活発
1923年7月：噴火
1899年7月、10月：黒煙噴出
1896年3月：噴火

噴火警戒レベル3 (入山規制)

火口から概ね2.5km以内に大きな噴石の飛散や火砕流が到達する可能性があります。

このため、火口から2~2.5km以内への立ち入りが規制されます。

※活動初期及び活動期は概ね2.5km以内立入禁止。
※活動安定期は概ね2km以内立入禁止
<過去の事例>
1900年2月16日：約1.8kmに噴石飛散
1895年10月：約2kmまで噴石飛散

注) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する直径約50cm以上の大きさのものを指します。

こぶしより小さな噴石にもご注意ください。

噴石は、直径数cmから数mのものまであり、風向きに関係なくどの方向にも飛んでいきます。

「こぶし」より小さい噴石は、風に流されて4kmより遠くへ飛んでいきます。

直径数cm程度の小さなものでも、高い空から落ちてくるため、体にあたると致命傷となりとても危険です

◆噴石から身を守るために

・噴火に遭ったら、**火口から離れる方向へ避難**しましょう。

ただし、火砕流などは谷筋に沿って流れてきますので、**谷筋や窪地には行かない**ようにしましょう。

・噴火の規模や火口からの距離にもよりますが、**建物や立木、岩陰などに隠れることも有効**です。



注意：各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

凡例

- ▲：御鉢
- ：火口
- ：国道
- ：県道・主要地方道

- ：登山道
- ：県境
- ：市町村界
- ：避難壕

- ：噴火警戒レベル2の立入規制範囲（概ね1km）
- ：噴火警戒レベル3の立入規制範囲（概ね2km）
- ：噴火警戒レベル3の立入規制範囲（概ね2.5km）
- ：噴火しそうな時や噴火が始まった時に避難すべき方向の一例
- ：新燃岳から概ね1kmと概ね2kmの範囲

御鉢に噴火警報が発表された場合

噴火警戒レベル4～5における立入規制範囲

噴火警戒レベル4 (避難準備)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想されます。

噴火活動の高まり、有感地震の多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達するような噴火の発生が予想されます。

そのため、次の地区では避難準備が必要になります。

都城市：牛之脛地区、御池町、折田代地区

霧島市：神宮台地区、永池自治会等

下記「避難対象地区と避難場所一覧」による。

※要配慮者は避難等が必要になります。

<過去の事例>

有史以降の事例なし

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から概ね4kmを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。

噴火警戒レベル5(避難)

居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にあります。

噴火が発生し、噴石や火砕流、溶岩流が右図の居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫しています。

そのため、次の地区では避難が必要になります。

都城市：牛之脛地区、御池町、折田代地区

霧島市：神宮台地区、永池自治会等下記「避難対象地区と避難場所一覧」による。

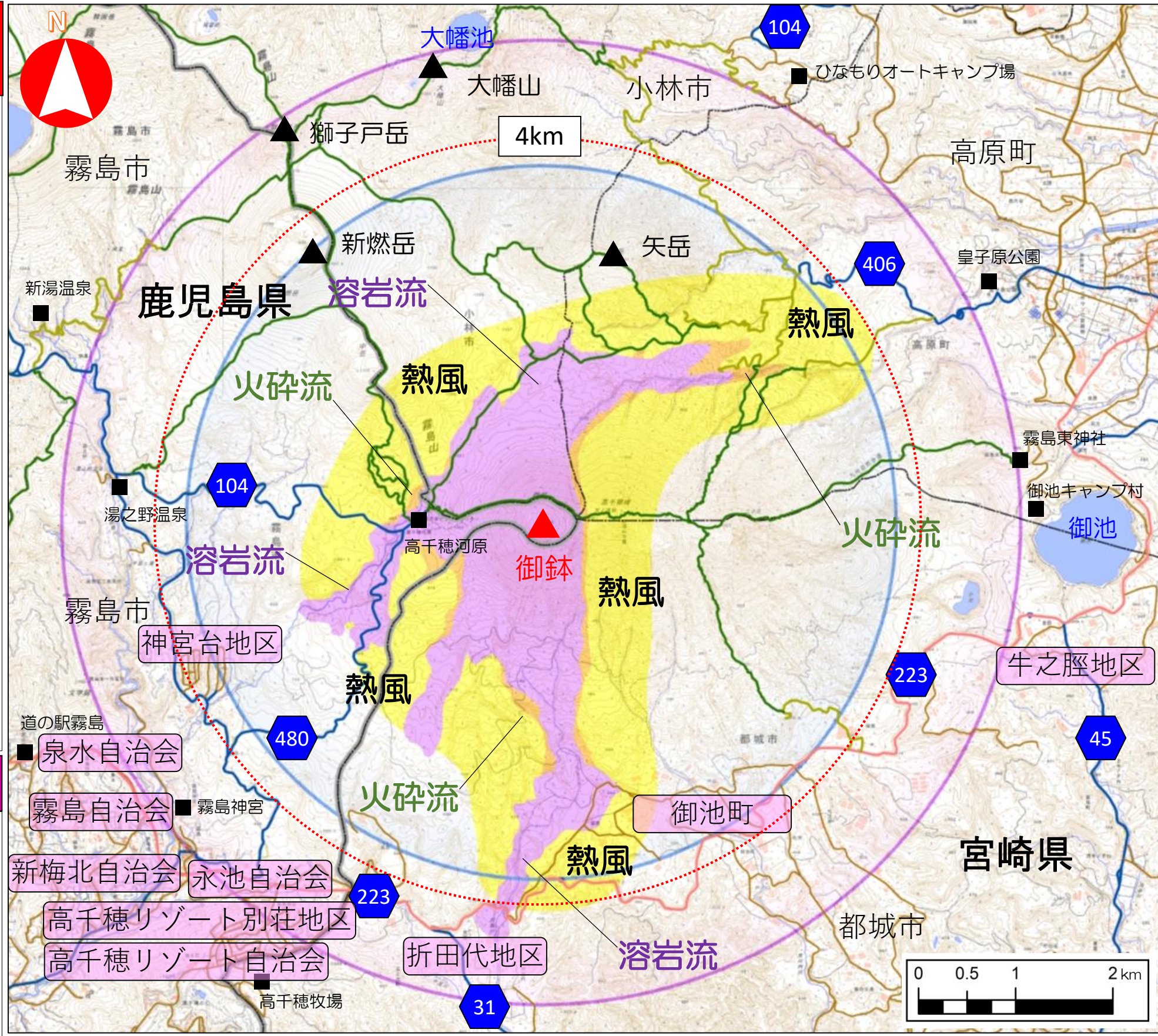
<過去の事例>

1235年1月25日：

火砕流が火口から約3kmまで到達

溶岩流が火口から約5kmまで到達

※火口から概ね4kmの範囲まで、大きな噴石が飛散する可能性があります。また、「こぶし」より小さな噴石は、火口から概ね4kmを超えて、より遠くに到達する可能性がありますので、注意して下さい。



凡例

▲：御鉢

—：県道・主要地方道

○：火口から概ね4kmの範囲

—：県境

—：登山道

○：火山灰が50cm以上積もる恐れのある範囲

---：市町村界

—：林道

○：噴石が飛んでくる恐れのある範囲

—：国道

—：広域農道・市町道

※「こぶし」より小さい噴石は、より遠くへ飛んでいきます。

- この予測図は霧島火山防災検討委員会（平成19年度）による火山災害予測図検討分科会の成果に基づき、規模の大きな噴火（200年に1回程度の噴火）による影響範囲を示しています。
- 表示している溶岩流、火砕流及び火砕サージの影響範囲は、事前にどの方向に流下するか特定できないため、地形条件により可能性の高い3方向に流下した計算結果を重ねて描いたものです。なお、各現象の影響範囲は、過去の噴火実績（溶岩流：2,400万^m³（900～1,200年頃の御鉢狭野溶岩）、火砕流：300万^m³（1,235年御鉢高原噴火火砕流））を基に想定しています。
- 噴火の規模や気象条件によって危険区域の範囲は変わります。
- 各噴火警戒レベルにおける登山道規制箇所および道路規制箇所は現地での表示に従ってください。

※年代は火山災害予測図検討分科会検討時に参考とした文献による。

わが家の避難所 (御鉢が火口となった場合)

□

※避難所一覧を確認のうえ、最寄りの避難所と電話番号を記入して下さい。

避難対象地区と避難所一覧

市町村名	対象地区名	避難所名	電話番号
都城市	牛之脛地区	夏尾中学校	0986-33-1600
	御池町	・西岳小学校クラブハウス	0986-33-1602
		・夏尾中学校	0986-33-1600
	折田代地区	吉之元小学校	0986-33-1800
霧島市	神宮台地区	霧島保健福祉センター	0995-64-8082
	永池自治会		
	高千穂リゾート自治会	いきいき国分交流センター	0995-48-5522
	高千穂リゾート別荘地区 (A・B・C・D2・J・K・L街区)		
	泉水自治会、新梅北自治会 (国道223から神宮側)		
霧島自治会	牧園農村活性化センター	0995-54-5611	